

# 強仁状御返事

建治元年一二月二六日 五四歳

強仁上人十月二十五日の御勸状、同十二月二十六日到来す。此の事余も年来鬱訴する所なり。忽ちに返状を書きて自他の疑氷を積かんと欲す。但し歎ずるは田舎に於て邪正を決せば、暗中に錦を服して遊行し、澗底の長松匠に知られざるか。兼ねて又定めて喧嘩出来の基なり。貴坊本意を遂げんと欲せば、公家と関東とに奏聞を経て露点を申し下し是非を糾明せば、上一人咲みを含み、下万民疑ひを散ぜんか。其の上大覚世尊は仏法を以て王臣に付囑せり。世出世の邪正を決断せんこと必ず公場なり。就中当時我が朝の為体、二難を盛んにす。所謂自界叛逆難・他国侵逼難なり。此の大難を以て大蔵經に引き向かへて之を見るに、定めて国家と仏法との中に大禍有るか。仍って予正嘉・文永二箇年の大地震・大長星に驚きて一切經を開き見るに、此の国の中に前代未起の二難有るべし。所謂自他返逼の両難なり。是併ら真言・禅門・念佛・持齋等、権小の邪法を以て法華真實の正法を滅失するが故に招き出だす所の大災なり。只今他国より我が国を逼むべき由兼ねて之を知る。故に身命を仏神の宝前に捨棄して刀劍・武家の責めを恐れず、昼は国主に奏し夜は弟子等に語る。然りと雖も真言・禅門・念佛者・律僧等、種々の狂言を構へ重々の讒訴を企つるが故に叙用せられざるの間、処々に於て刀杖を加へられ、両度まで御勸氣を蒙り、剩へ頭を刎ねんと擬す是の事なり。

夫以れば月支・漢土の仏法の邪正は且く之を置く。大日本国亡国と為るべき由来之を勸ふるに、真言宗の元祖東寺の弘法・天台山第三の座主慈覚、此の両大師法華經と大日經との勝劣に迷惑し、日本第一の聖人なる伝教大師の正義を隠没してより已来、叡山の諸寺は慈覚の邪義に付き、神護・七大寺は弘法の僻見に随ふ。其れより已来、王臣邪師を仰ぎ万民僻見に帰す。是くの如き諂曲既に久しく、四百余年を経歴し、国漸く衰へ王法も亦尽きんとす。彼の月支の弗沙弥多羅王の八万四千の寺塔を焚焼し無量の仏子の頸を刎ねし、此の漢土の会昌天子の寺院四千六百余所を滅失し九国の僧尼を還俗せしめたる、此等は大悪人たりと雖も我が朝の大謗法には過ぎず。故に青天は眼を瞋らして此の国を睨み、黄地は憤りを含んで動もすれば天撃を發す。国主世の禍に非ざれ

ば之を知らず、諸臣じゅけ儒家の事に非ざれば之を勸へず。剩あまつさへ此の災天さいようを消さんが為に真言師を湯仰し、大難かつごうを却しりぞけんが為に持斎等じさいを供養す。譬へば火に薪を加へ氷に水を増すが如し。悪法は弥いよいよ貴まれ大難は益ますます来たる。只今此の国滅亡せんとす。

予粗先づ此の子細を勸ふるの間、身命しんめいを捨棄し国恩を報ぜんとす。而るに愚人の習ひ遠きを尊び近きを蔑あなずるか、将又多人を信じて一人を捨つるかの故に終ついに空しく年月を送る。今幸ひに強仁ごうにん上人御勸状を以て日蓮ぎょうゆを暁諭す。然るべくんば此の次いでつに天聴てんちょうを驚かし奉って決せん。誠に又御勸文の為ごかんもん 体非ていたらくを以て先と為す。若し上人黙止して空しく一生を過ごさば、定めて師檀ないり共に泥梨の大苦を招かん。一期の大慢を以て永劫の迷因うを殖なかうること勿れ。速々はやばや天奏を経て疾く疾く対面を遂げて邪見ひるがえを翻し給へ。書は言を尽くさず、言は心を尽くさず。悉ことごとく々公場を期す。恐々謹言。

十二月二十六日

日 蓮 花 押

強 仁 上 人 座 下